

京都府営水道ビジョンの改訂について

平成28年8月
公 営 企 画 課

1 背景・目的

- 京都府営水道ビジョン（以下「ビジョン」という）は、府営水道が取り組むべき様々な課題の解決に向けた指針として、平成24年度に策定。
- 策定から2年後に示された経営審議会答申（平成26年11月）において、府営水道と受水市町の施設全体のアセットマネジメントや業務の共同化など、これから府営水道のあり方について課題が示された。
- これら情勢の変化に対応するため、策定から5年が経過する平成29年度に向けて、現行ビジョンの検証・見直しを行う。

2 主な改訂内容

これまでの取組を検証・評価して、今後5年間の取組方策を示す。なお、検討にあたっては、府域全体の水道事業の将来展望を示す「京都水道グランドデザイン（仮称）」との整合性を図る。

- (1) 府営水道と受水市町との連携や将来のあり方について
- (2) 将来の水需要に対応した適正規模（府営水道・受水市町）について
- (3) 現行ビジョンにおける取組の検証及び見直し

3 計画期間

改訂対象期間：平成30～34年度
(全体計画期間：平成24～34年度)

4 「京都府営水道ビジョン検討部会」の設置

第5回京都府営水道事業経営審議会（平成28年8月29日開催予定）における承認を経て、部会を設置。

- ・部会委員：別紙（案）のとおり
- ・期間：平成28～29年度
- ・開催：計5回程度

5 スケジュール

平成29年度末策定

28年度：検討部会の設置
現行ビジョン検証等

29年度：パブリックコメント実施、最終とりまとめを経て公表

京都府営水道事業経営審議会

京都府営水道ビジョン検討部会委員名簿（案）

	氏名	役職
審議会委員	池淵 周一	京都大学名誉教授
	伊藤 祐彦	京都大学大学院工学研究科教授
	佐藤 裕弥	浜銀総合研究所シニアフェロー
	佐藤 陽子	新日本有限責任監査法人公認会計士
	田野 照子	八幡市女性会会长
	西垣 泰幸	龍谷大学経済学部教授
	山田 淳	立命館大学名誉教授
専門委員	太田 達也	京都市上下水道サービス協会理事長
	小林 千春	同志社大学経済学部教授
	田中 宏明	京都大学流域圏総合環境質研究センター教授

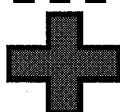
京都府営水道ビジョン中間改訂の位置付け

【目的】水道ビジョン策定後の情勢の変化に対応するため、策定から5年が経過する平成29年度に向けて検証・見直しを行う。

京都府営水道ビジョン(平成25年3月)

概ね10年後を見通した府営水道の取組の方向性を示すもの

- 将来の水需要に対応した適正規模
- 安心・安全な給水体制の確保
- 経費の抑制と今後の見通し
- 費用負担の見直し(料金問題)



京都府営水道事業経営審議会(答申)(平成26年11月)

「平成27年度以降の府営水道供給料金のあり方について」(答申)で示された課題

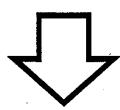
- 経営基盤強化、繰越欠損金の削減
- 施設・設備の老朽化、耐震化対策の推進
- 府営水道と受水市町の施設全体のアセットマネジメント、業務の共同化、広域化
- 料金算定における水源費負担のあり方
- 府営水道の更なる活用につながる仕組み
- 建設負担水量の調整



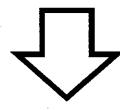
京都府営水道経営レポート(平成28年3月)

過去5年間の経営分析を実施、平成27年度から5年間の収支計画をとりまとめ

- 代表的な経営指標について全国平均と比較し、本府の水道事業の特徴を明確化。
- 毎年度経営状況や取り組みについて検証。経営の健全性と安定給水の両立に努める。



府営水道ビジョンの中間検証、改訂(平成29年度)



平成32年度以降の料金に反映

平成32年4月の料金改定に向けて、受水市町の意見等を踏まえ、経営審議会での議論を経て次期料金を決定。

参考資料 1

○京都府公営企業の設置等に関する条例（抜粋）

昭和41年12月27日
京都府条例第43号

京都府公営企業の設置等に関する条例をここに公布する。

京都府公営企業の設置等に関する条例

第1条～第2条（略）

（組織）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書の規定により公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定により公営企業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、環境部及び京都府営水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（京都府営水道事業経営審議会）

第4条 審議会は、知事（京都府公営企業の管理者の権限を行う知事をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、供給料金その他の水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、調査審議のため必要があるときは、水道用水の供給を受けている市町から意見を聞くことができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 審議会において、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理規程で定める。

第5条～第8条（略）

附 則（略）

附 則（平成27年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第40号で平成27年4月1日から施行）

○京都府公営企業の組織等に関する規程（抜粋）

昭和39年4月1日
京都府公営企業管理規程第1号

〔京都府企業局組織規程〕を次のように定める。

京都府公営企業の組織等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、京都府公営企業の設置等に関する条例（昭和41年京都府条例第43号）第3条第2項に規定する環境部（以下「部」という。）及び京都府営水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条～第18条（略）

（審議会の会長及び副会長）

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第21条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を掌理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（意見の聴取）

第22条 審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第23条 審議会の庶務は、部において処理する。

（会長への委任）

第24条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則（平成27年企管規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。